

八郎潟町総合振興

第5次基本構想 見直し



平成23年3月

八郎潟町総合振興第5次基本構想の見直しについて

1 はじめに

八郎潟町総合振興第5次基本構想（以下「基本構想」という。）は、その「基本構想」に定める「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」を基本理念に、行政の各分野における施策や事業を長期的な視点に立って総合的に体系化し、基本構想編の体系ごとの現状と課題および課題に対応する施策ならびに主要事業を明らかにしたものです。

基本計画は平成18年度から27年度までを計画期間とし、時代の変化に柔軟に対応するため、中間年次において計画を再点検し必要な見直しを行うこととしております。

本書は、基本計画に基づき平成18年度から22年度の実施状況をとりまとめ、また折り返し年度である23年度から5年間の後期計画の事業の方向性について定めるものです。

2 基本計画再点検の背景について

基本計画の策定にあたって、平成18年当時、本町は次のように社会経済状況を捉えていました。バブル経済崩壊の影響などにより国・地方は膨大な長期債務を抱え、本町も深刻な財政危機下にあります。また、わが町は、湖東3町の合併がならず当分の間自立をめざすこととなり、町を取り巻く時代潮流にも著しい変化が見られ対応が求められることとなった。一方、少子・高齢社会の到来により、国際化・情報化の進展、地方分権の推進、環境問題の深刻化など従来にも増して対応すべき課題は多様化・顕在化しているだけではなく、めまぐるしく変化しており、長期を見通すことが難しい時代となっています。

3 基本計画再点検の方法について

基本計画の再点検については、基本計画が行政運営の指針となる行政計画であるので、主要事業をはじめとする調査、各課ヒアリング、人口・財政推計などの現状分析を行った上で、平成18年度から21年度の実績及び22年度見込みを総括し、後期の事業の方向性を整理しました。なお再点検については、基本計画において「主要事業」として位置付けた個別事業の内容について実施するとともに、主要事業の位置付けのない事業であっても、今日的課題として取り組みが急がれるものは、新規主要事業として採択し、年次的な計画に沿って事業の実現化を検討することとしました。

第2編 基本計画編

第1章 町民と行政が手を携えるまちづくり	
第1節 町民と行政が手を携えるまちづくり	1
第2節 定住化の促進	2
第2章 安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり	
第1節 保健センターを拠点とした町民の健康づくりの推進	4
第2節 乳幼児期の健康づくりと育児支援	5
第3節 成人期の健康づくり	7
第4節 高齢期の健康づくり	9
第5節 心の健康づくり・自殺予防	11
第6節 元気をめざす高齢者福祉対策	12
第7節 自立を支援する障害者福祉対策	15
第8節 地域ぐるみの児童福祉対策	17
第9節 老後を支える国民年金	19
第10節 国民健康保険事業の健全運営	20
第3章 快適な暮らしを営む生活環境のまちづくり	
第1節 交通安全・防犯体制の充実	22
第2節 消防の充実・防災体制の強化	24
第3節 道路網の整備	26
第4節 除雪体制の整備	28
第5節 上水道の整備	29
第6節 下水道の普及	30
第7節 ごみ減量化とりサイクル化の推進	32
第8節 生活環境施設整備と運営	34
第9節 町営住宅の整備	35
第4章 時代の流れを捉えた産業を振興するまち	
第1節 農業の振興	36
第2節 農業生産体制の強化と生産基盤の充実	38
第3節 林業と漁業への取り組み	40
第4節 商工業の振興	41
第5節 観光の振興	43
第5章 教育・芸術文化の薫る心豊かなまちづくり	
第1節 幼児教育の充実	45
第2節 学校教育の充実	47
第3節 青少年健全育成の推進	49
第4節 社会教育の充実	50
第5節 芸術文化の振興	52
第6節 文化財の保護と継承	53
第7節 スポーツ・レクリエーションの推進	54

第1章 町民と行政が手を携えるまちづくり

第1節 町民と行政が手を携えるまちづくり

現状と課題

都市化の進展と核家族化など社会状況の変化は、地域における連帯感の希薄化を引き起こしています。地域の活性化は住みよいまちづくりを進めるうえで不可欠であり、そのためには、地域活動の促進が強く求められています。

特に、町民の行政に対する需要がますます複雑・多様化する中で、地域コミュニティの役割が大きく求められている現在、今まで以上に行政との適切な機能分担とパートナーシップが重要となっています。

本町には32の町内会があり、地域の実情に応じたさまざまな活動を進めています。しかし、近年ではアパートなど集合住宅への入居により町内会への不参加が多くなっていて、地域の連帯の低下が懸念されています。

今後さらに、地域活動や自治活動を支援し、町民の参加意識と地域の主体としての自治意識を高めていくことが課題です。

施策の体系

- ①町内会等の活性化支援
- ②広報・広聴活動、情報公開の充実
- ③健全な財政運営の推進

施策の内容

①町内会等の活性化支援

産業の発展、保健・福祉の充実・教育文化の振興のためには、町民や町内会、各種団体など多岐にわたる分野において人材の活用と自主的活動を促進していくことが不可欠です。このため地域活性化助成金や各種団体への助成を行います。

②広報・広聴活動、情報公開の充実

広報や議会だより等広報活動の充実を図っていくとともに、町民座談会の開催などにより町民の意見や要望が町政に的確に反映されるよう努めます。

また、町のホームページを活用した町内外への情報提供を推進するとともに、町民の情報開示請求に的確に対応できるように、個人情報保護制度に配慮しながら、情報公開制度の適切な運営に努めます。

③健全な財政運営の推進

事業の緊急度、投資効果を十分考慮し、国・県支出金を効果的に活用した事業を行い、財源の効率的運用に努めます

第2節 定住化の促進

現状と課題

本町の人口は7,000人台を割り込み、平成22年3月末日現在、6,825人となっております。人口の減少と少子・高齢化に歯止めをかけ活気あるまちづくりを進めるためには、若者の定住促進が最大の課題となっています。

人口減の大きな要因は出生数の減少と死亡者の増加による自然動態、就職や勉学のために転出する社会動態の二つが重なっているためです。

このため、Aターンの促進や雇用の場の確保、住宅対策、子育て支援など若者が安心して定住できる総合的な施策をすすめ、将来に明るい展望を感じることが必要です。

特に本町では、昭和50年に中嶋団地75区画、昭和54年に羽立弁天団地14区画、昭和55年に文化団地48区画、昭和57年にとやさき団地48区画、昭和61年にまちなか中央団地22区画、平成6年に上昼根団地42区画、8年に駅南団地15区画、平成10年に大道団地19区画のあわせて283区画を分譲し、人口減に歯止めをかける効果を生み出しています。

施策の体系

- ①宅地分譲の推進
- ②若者定住促進
- ③少子化対策と子育て支援

施策の内容

①宅地分譲

大道西宅地分譲を計画しておりましたが、近年の経済不況や住宅の着工件数、少子化の影響などから実施出来ない状況であります。今後の分譲計画は経済状況など見極めながら検討します。

②若者定住の促進

既存企業の事業拡大や新規企業誘致を促進するため、平成21年優遇制度の充実を図るため企業誘致促進条例を改正しております。また、若者のAターン促進に向けて、県と一体となって取り組み、積極的な企業誘致活動を進めます。

③少子化対策と子育て支援

これまで、少子化対策として、出産奨励金や保育料の軽減、福祉医療の独自支給、子育て支援センターの活動支援などを実施してきました。

今後も福祉医療の独自支給、保育料の町単独軽減、子育て支援センターの支援を続けるとともに、就業形態の多様化や女性の社会参加に対応して、働く女性の育児相談体制の強化などを進めます。

また、結婚適齢期の未婚男女の増加が少子化の一因ともなっていることから、未婚者の婚姻を奨励し、若者の定住促進並びに出産による少子化対策として、本町において婚姻する者に対し、結婚祝い金を支給する結婚祝金交付制度を設けており、これらの制度と合わせ今後、社会福祉協議会と連携し結婚支援に取り組みます。

第2章 安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり

第1節 保健センターを拠点とした町民の健康づくりの推進

現状と課題

町民の健康づくりの拠点として設置された保健センターでは、乳幼児から高齢者までの幅広い年代層を対象に町民が健康に暮らせるよう様々な健康づくり事業が展開されています。

子供から高齢者までの各種健診事業の実施、健康教室や健康相談事業を開催するとともに保健委員や食生活研究会、結核予防婦人会などの健康づくり組織を育成し、町民の健康づくり意識の啓発に努めています。また、自主的な健康づくりの学習の場として、子育てグループや食生活研究会、町内会など各種団体が保健センターを利用しています。

今後は進行する少子高齢化に対応した子育て支援や社会問題になっている子供虐待防止、自殺予防対策等新たな課題への対応が求められています。これらの課題解決のために関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。また、町民が健康相談など気軽に訪れるような、開かれた保健センターをめざして体制の強化に努めていきます。

施策の体系

- ①生涯にわたる健康づくりの推進
- ②健康づくり組織の育成支援
- ③保健・福祉・医療の連携

施策の内容

①生涯にわたる健康づくりの推進

乳児から高齢者まですべての町民が健康的で元気な生活が送れるよう保健センターの体制を充実し、健康管理システムを活用したきめ細かい幅広い年代層に対応した保健活動を展開します。健康診査・健診事後指導の充実強化や各年代に対応した健康教育・相談、家庭訪問の充実を図ります。また、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的としている、食育の研究及び推進を図ります。

②健康づくり組織の育成支援

保健委員や食生活研究会、メンタルヘルスサポーターの会や結核予防婦人会などの健康づくり組織が自主的に活動できるように育成支援を図ります。

③保健・福祉・医療の連携

乳児から高齢者まですべての町民が安心して生活が送れるよう、健康や福祉医療サービスの相談等に総合的に対応するために保健・福祉・医療の各機関の連携を進めます。

第2節 乳幼児期の健康づくりと育児支援

現状と課題

核家族化や少子化、女性の社会進出、地域連帯の希薄化など女性を取り巻く環境が近年大きく変化してきています。また、ライフスタイルや価値観が多様化してきていることから、「産み」、「育てる」環境づくりは大切な施策となってきています。

少子化という現象の中で、本町の出生数は年々減少傾向にあり、近年は出生数が30人前後に推移しています。

本町においても少子化問題や核家族の増加、また親の就労状況の変化は、子供に様々な影響を与えています。

少子化や核家族化においては、子供同士・親同士の関わりの希薄化、世代間での育児の伝え合いがないなど、育児の孤立化の要因となります。また、就労する母親の増加、勤務体制の多様化による夜間就労が増加するなど、親の就労状況が子供の生活時間にも大きく影響を及ぼしています。近年では離婚等で一人親世帯も増加しており、今後ますます地域の育児支援体制の充実が必要となっております。

また、胎生期からの健康づくりの基盤である妊婦自身の保健意識は、情報が多様化してきたことに伴い、高まっていますが、「子供を産み育てる」という母性意識が希薄になってきていることも否めません。

このような環境の中で、育児不安の解消を図り、楽しく育児ができるような支援が必要とされていることから、地域全体で、安心して子供を生み育てられるような乳幼児期の健康づくりと育児支援が今後の課題です。

施策の体系

- ①安心して子育てできる育児環境の確保
- ②健康な心身を育むための健診の充実
- ③乳幼児期から思春期まで一貫した健康管理
- ④ハンディキャップ児への支援

施策の内容

①安心して子育てできる育児環境の確保

安心して子育てができるよう離乳食教室などの育児教室を開催し、情報の提供や親同士の交流を図ります。また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に全戸訪問し（こんにちは赤ちゃん事業）、育児支援の充実を図ります。

このほか、相談しやすい体制づくりの充実や、子育てサークル等住民の自主活動組織の育成など、地域での育児支援体制の整備を関係機関と連携を図りながら進めます。

②健康な心身を育むための健診の充実

母子保健法に基づきながら、妊娠・出産に起因する疾病の予防や早期発見のための妊婦健康診査と健康診査後のフォローの充実に努めます。また、乳児・1歳6ヶ月児・3歳児などの健康診査や2歳児歯科健診を実施し、心身ともに健やかに成長できるよう支援します。

また、関係機関との連携を図りながら家庭訪問し、健診の事後指導を進めます。

③乳幼児期から思春期まで一貫した健康管理

慢性疾患やアレルギー、心の問題、歯科保健など乳児から思春期まで一貫した健康管理を図るため、保育園や学校など関係機関との連携に努めます。また、小児期から健康や食生活について関心を持つよう、健康教室や生活習慣病予防健診などを進めます。

④ハンディキャップ児への支援

疾病や障害を持つ子供が地域で安心して生活できるように、親同士の情報交換や医療機関・学校・児童相談所などの関係機関との連携を図ります。また、安心して相談できる体制づくりを進めます。

第3節 成人期の健康づくり

現状と課題

町民の死亡原因はがんや心疾患、脳卒中が依然、上位を占めています。これらの疾患は高齢期になると要介護状態の要因となります。生活習慣病として予防できる可能性が高く成人期からの健康管理が大切です。それとともに健診を受けることで自分の健康を確認し、健康生活への取り組みができます。これらを支援するために早朝集団セット健診や医療機関での個別検診を実施して住民が受診しやすい健診体制に努めています。

また、町内会や各種団体を対象にした健康教室の開催、健康相談、訪問指導の実施や地域ぐるみで健康づくりを支援するために保健委員や食生活研究会などの健康づくり組織の育成に力を入れています。特に地区町内会が主体となって開催する一地区一学習は夜間や休日開催など働き盛りの年代層が参加しやすい時間帯を組んでいます。

課題は健診の未受診者の固定化傾向や健診で精密検査の対象になつても放置しがちであるなど、健診結果が健康管理に十分に生かしきれない現状があります。今後は、これらの課題に重点的に取り組んでいきます。

施策の体系

- ①健診受診率の向上
- ②特定健診やがん検診など健康管理への支援を強化
- ③生活習慣病予防のための健康相談・健康教育の充実
- ④検診の有効性の高いがん検診や予防ワクチン接種の推進

施策の内容

①健診受診率の向上

健診を通して病気の早期発見・早期治療につなげ、町民一人一人がより健康的な生活習慣を確立できるように検診体制の強化を図ります。

受診しやすい体制づくりとしては、早朝集団健診以外に医療機関個別検診を実施するなど弹力的な受診体制づくりを推進するとともに関係機関と連携し、精度の高い検診体制を推進するため検診内容の充実を図ります。

また、保健委員の協力により、健診対象者の把握と受診勧奨活動の推進を図ります。

②特定健診やがん検診など健康管理への支援を強化

医療機関などの関係機関と連携し、要精密検査となった方などに受診勧奨通知や保健師による家庭訪問を実施し受診勧奨、健康づくり支援に努めます。また、健康教室・健康相談を実施し、健診後の健康管理ができるよう支援します。

③生活習慣病予防のための健康相談・健康教育の充実

生活習慣病予防のための講演会の開催や、地域ぐるみで健康づくりを推進するために、町内会を中心とした一地区一学習や各種団体を対象にした健康教室・健康相談を開催します。また、いつでも気軽に健康相談ができるような体制の充実に努めます。

さらに、住民の健康づくり組織として保健委員や食生活研究会などの組織の育成を進めます。

④検診の有効性の高いがん検診や予防ワクチン接種の推進

検診の有効性が高い大腸がん検診・乳がん検診・子宮がんの検診料金の無料化や助成及び子宮頸がんの一部に予防的効果が高いといわれるHPVワクチン接種料金の助成を図り、受診や予防接種のしやすい環境づくりを推進します。

第4節 高齢期の健康づくり

現状と課題

本町の平成22年4月1日現在の65歳以上人口は2,062人で高齢化率は30.1%となっていて、高齢化率は年々上昇しています。また、要介護認定者数は395人で19.1%となっています。いつまでも生き生きと暮らしていけるよう元気なうちから心身の衰えを予防する取り組みが必要です。

健康な高齢者を目指すため、地区老人クラブなどに働きかけて行う健康教室・健康相談の開催で、健康の保持・増進を呼びかけています。

老人クラブの加入率や参加状況は地域により異なりますが、参加者のみへの対応であるため、今後はより多くの人々を支援できるよう関係機関との連携を密にする必要があります。

施策の体系

- ①健康高齢者をつくる健康教育の充実
- ②疾病予防の充実
- ③後期高齢者医療制度の運営

施策の内容

①健康高齢者をつくる健康教育の充実

健康長寿ができる環境づくりと、疾病や障害があっても生き生きとした人生を営むことができる事が大切です。

健康な高齢者を育むために健康教育の強化を図ります。そのためには、やすらぎ交流会や地区老人クラブなど、関係団体と連携して健康教室、健康相談を実施します。

②疾病予防の充実

高齢者は体力の低下により疾病にかかりやすいのが現状です。そのため、意識啓発を図りながら、検診やインフルエンザの予防接種をすすめ、受診のための助成を行います。

③後期高齢者医療制度の運営

75歳以上（65歳以上の障害のある方を含む）の方の医療保険については、「健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、法律名を従来の「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更し、その内容を全面改正するとともに制度名を「老人医療制度」から「後期高齢者医療制度」に改め、平成20年度から施行しています。

「老人保健制度」では、被保険者がそれぞれの保険者に加入している形で市町村が運営していましたが、「後期高齢者医療制度」では県単位の広域連合が保険者として設置され運営しています。町では加入者の医療費等に基づき算定された負担金を納付しておりますので、高齢者の健康づくりが町負担金の抑制へつながることには変わりありません。なお、「後期高齢者医療制度」については、高齢者への差別化等の批判が高まり、平成25年度に廃止されることとなっております。

第5節 心の健康づくり・自殺予防

現状と課題

秋田県の自殺率は、平成7年から20年まで14年連続全国で第1位となっております。本町においても平成16年から20年までの5年間の自殺死亡者は16人で、男性の数が女性の約3倍となっております。県の統計によるとその理由は、病苦や精神障害を含む「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」などがあげられ、自殺者の多くはうつ状態にあるといわれています。

自殺予防は今後の保健活動の大きな課題です。保健委員をはじめ一般住民を対象にストレスとのつきあい方や、うつ病の理解について講演会などを開催し、心の健康づくりの啓発をしてきましたが、自殺予防は身近な支援者の役割が重要なことから、今後は町内会やメンタルヘルスセンターの会員を中心とした地域の仲間づくりなど、人と人との支え合いが大切なことから、これらの組織等の実践活動支援を推進していくことが必要です。

施策の体系

- ①心の健康への意識の向上
- ②相談機能の充実
- ③地域での支え合い事業の推進

施策の内容

- ①心の健康への意識の向上

より心身共に健康的な状態で生活できるよう、心の健康づくり研修会等を開催し、心の病気についての啓発を図ります。

- ②相談機能の充実

相談窓口の広報、定期的な相談日を設けるなど心の健康相談体制づくりに努めます。また、関係機関との連携を図り、自殺の経済的要因として多重債務問題等にも対応した相談活動を心の健康相談とともに推進するなど多面的な相談に努めます。

- ③地域での支え合い事業の推進

知人や近隣との声かけや住民と行政との橋渡し役としてのメンタルヘルスセンターの会員を中心とした、自殺予防を進めるための地域の協力体制づくりを図ります。

第6節 元気をめざす高齢者福祉対策

現状と課題

少子高齢化の進展・地域連帯性の欠如・所得格差の拡大など様々な要因が複雑に絡み合い、多様化する高齢要介護者や高齢者夫婦世帯・単身世帯の保健・福祉サービスへの対応が求められています。町では、地域包括支援センターを核として社会福祉協議会や介護福祉施設等と連携して、高齢者個人の自立支援やサービス利用者の選択の尊重、サービスの効率化を図っています。

介護保険では、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅系サービスと、在宅では生活が困難な高齢者に対する入所施設系サービスに大別して介護給付を実施しています。本町には介護老人福祉施設として特別養護老人ホームうたせ苑が50床、介護老人保健施設として榮寿苑が100床、認知症専門施設（グループホーム）としてけやき2棟18床があります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための在宅福祉の総合窓口としては地域包括支援センターが中心になって地域にある関係機関との連絡調整を図っています。

本人、家族、近隣の住民等を通じた様々な相談を受けて専門的、継続的な関与が必要となっております。

さらに、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、老人クラブの育成や自主的学習活動団体・シルバー人材センターなどへの支援を行っています。要介護状態となることを予防するため老人憩いの家等で実施している介護予防教室は転倒予防体操を中心としたコミュニケーションづくりで好評ですが、認知症の増加に対する対策が急務となっております。

今後、介護予防サポーターの育成、地域ケア体制の整備を行い地域と共に高齢者を支える必要が生じています。

また、要介護高齢者等の外出支援サービスについては、平成18年より東北運輸局の認可を受け運営しており、平成22年には老朽化による車両の更新を行っております。今後も要介護高齢者等の利用増が予測されることから、支援体制について検討する必要があります。

施策の体系

- ①介護保険給付と予防の一体的取り組みの推進
- ②地域包括支援センターの充実・強化
- ③在宅高齢者・家族への支援
- ④施設サービスの活用の支援
- ⑤自主運営団体の育成・支援
- ⑥高齢者にやさしい公共交通機関の確保
- ⑦認知症の予防と理解
- ⑧社会福祉協議会との連携

施策の内容

- ①介護保険給付と予防の一体的取り組みの推進

介護給付と予防を一体的に行う第4次介護保険事業計画に基づき、通所型・訪問型などの介護予防を行う「地域支援事業」を促進します。

- ②地域包括支援センターの充実・強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援する拠点が地域包括支援センターです。介護に関する悩みや心配事の他、健康・福祉や医療など高齢者に関する総合相談窓口としての機能が発揮できるよう運営を図ります。介護認定において要支援1, 2と認定された人や、介護が必要となるおそれのある人への支援や、高齢者の権利を守るため成年後見制度の利用相談や高齢者虐待防止のための早期発見・早期対応などに取り組みます。

- ③在宅高齢者・家族への支援

行政、社会福祉法人、介護保険事業者などの高齢者サービス機関、民生児童委員の連携を強化し、高齢者の在宅での自立生活の支援や在宅介護している家族の負担軽減などの福祉サービスの充実を図るとともに、地域の在宅高齢者や家族の要望などをいち早く把握できる態勢や、地域住民への福祉サービス等の情報が隅々まで周知できる態勢づくりを推進します。

また、在宅において介護する家族を対象に適切な介護知識や技術の習得等を内容とした教室を開催します。

- ④施設サービスの活用の支援

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの介護入所施設の活用を支援します。

自立高齢者については、仲間が集うことができる老人憩いの家や屋内外の施設の活用を支援します。

- ⑤自主運営団体の育成・支援

老人クラブ連合会活動やその他自主運営団体の活動の中で、「地域支援事業」を展

開し活動的な高齢者生活が送れるよう支援します。さらに、シルバー人材センターでの就業意欲の推進と社会参加を支援します。

⑥高齢者にやさしい公共交通機関の確保

高齢者が使いやすい公共交通機関の確保を検討するとともに、公共交通機関を利用した場合の支援体制を検討します。

⑦認知症の予防と理解

正しい「認知症」の共通理解を得るために、町民に対する普及啓蒙活動を行い、認知症の早期発見・早期治療の普及を図ります。町内会をはじめ各種団体に認知症サポートとしての研修の場を設け、地域で認知症の人を見守っていく環境をつくります。同時に地域包括支援センター・社会福祉協議会・医療機関・民生児童委員・ホームヘルパー・保健師・福祉担当者らが一体となって、常に情報交換できる環境づくりを推進します。

⑧社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は民間団体であるが、社会福祉法に定められ、行政区画ごとに組織された団体であり、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため、「公私共同」「半官半民」で運営されており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業の展開を図っています。

本町の場合も、福祉事業やボランティア活動の推進、介護保険事業所としての介護サービス事業などのほかに、町からの委託事業として「介護予防一般高齢者施策事業」「高齢者予防教室開催事業」「心配ごと相談所受託運営事業」「高齢者見守り電話管理運営事業」などを展開しています。

今後は、社会福祉協議会が推し進めようとしている、子どもからお年よりまで福祉・医療などの公的なサービスと地域の方々による支え合いにより、その人らしく生き生きと安全に安心して暮らしていくような地域社会の実現をめざした「トータルケア」と、それに包含される65歳以上の方を対象として町の介護保険事業で推進する「地域ケア体制の整備」を協同で実現できるよう、連携の強化を図ります。

また、その中で重要な役割を担うことにもなる、地域のニーズをいち早くキャッチし民生児童委員や公的機関と連携し問題解決につなげたり、あるいは福祉サービスなどの情報を地域の隅々まで周知させるなど、町民・行政・社協・民生児童委員などのパイプ役となる「地域福祉協力員（仮称）」を町内会単位あるいは、概ね50世帯に1人の割合での設置を推進します。

第7節 自立を支援する障がい者福祉対策

現状と課題

本町の障がい者手帳所持者数は平成22年3月末現在で身体障がい者が371人、知的障がい者数は46人、精神障がい者が23人で、5年前とほぼ変わりありません。自立支援給付サービスの利用状況は、施設入所者18人、グループホーム・ケアホーム利用者4人、生活介護利用者16人、就労継続支援利用者4人、居宅介護サービス利用者が1人となっています。

障がい者の福祉サービスは、行政がサービスの利用者・内容を決定する「措置制度」から、平成15年度に、利用者である障がい者が自らサービスを自由に選択し、事業者との対等な関係に基づき契約を結ぶ「支援費制度」に変わりました。さらに、平成18年度から「障害者自立支援法」を施行し、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービスや公費負担医療などについて、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを構築することになりました。増大する福祉サービスなどの費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化、地域の限られた社会資源を活用できるよう規制を緩和し、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化などを狙いとしています。

めまぐるしく国の福祉制度が変革する中、諸制度に基づきながら障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域住民、福祉関係者等との連携・協働による支援体制の整備を行い、社会資源である広域的な関連施設などとの交流を積極的に進め、相互の協力体制の強化を図ることが必要です。また、障がい者自身の高齢化とともに、保護者の高齢化も進んでおり家庭での介助が困難になるなど、障がい者を取り巻く環境も多様化しており、相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

施策の体系

- ①在宅福祉の充実
- ②雇用体制の整備
- ③社会参加の促進
- ④相談支援体制の充実

施策の内容

①在宅福祉の充実

障害者自立支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイ・日中一時支援事業、並びに補装具給付や日常生活用具給付などの利用を促進します。また、住環境整備のための障がい者住宅整備資金貸付や住宅改修費補助などの諸制度の周知を図り、障がいを持った高齢者にあっては介護保険制度と障がい者福祉制度における制度相互利用の相乗効果の周知と普及を図ります。町内公共施設などにあっては、利用者の便宜を考え、バリアフリー化を推進します。

②雇用体制の整備

障がい者の雇用の場を確保するために、関係機関への働きかけをします。また、就労訓練施設・地域活動支援センター等との連携の強化を推進し、雇用の促進を図ります。

③社会参加の促進

「手をつなぐ親の会」は障がい者自身やその家族で構成される自主運営組織ですが、会員相互の支え合いの場としての組織が機能できるよう支援します。また、各種福祉大会などへの参加に対し積極的な参加を促し、情報交換や自主的活動の場が確保できるよう支援します。また、ボランティア団体などとの連携強化を図り、社会全体で支える支援づくりを引き続き推進します。

④相談支援体制の充実

障がい者や家族が、生活上で抱える様々な問題に対して、気軽に相談し生活や制度に関する情報や助言を受けることが出来るよう、関係機関との連携を更に強化し、相談支援体制の充実を図ります。

第8節 地域ぐるみの児童福祉対策

現状と課題

核家族化、共働き世帯の増加に伴い乳幼児における多様な保育ニーズに対応できるよう町では、幼児期の保育サービスを積極的に進めています。

町では、保育園に対して、親の病気や仕事の都合で一時的な保育が必要な時に利用できる一時預かり、勤務時間の関係で早朝から夕方遅くまで預ける延長保育、子ども達が様々な体験から協調性・思いやりの心などを育めるよう、世代間交流を支援しています。さらに、「地域子育て支援センター」を開設し、地域の子育て支援を積極的に推進しています。

また、日中保護者が不在となる家庭の小学校1年生から6年生に対して、小学校の空き教室と中央児童館を利用し、児童たちの遊びや交流、あるいは自習などの見守りを行い、児童の生活と保護者の子育て支援を行なう学童保育「ふれあい学級」を実施しています。今後は施設環境、保育内容の充実を進めていきます。

町内には、11ヶ所の地域児童館がありますが、地域町内会の集会所としての利用がほとんどであり、運営方法の検討が必要です。また6ヶ所の児童遊園があります。整備充実については、各児童館の運営委員や町内会と協議しながら進めておりますが、平成22年度に小池・三倉鼻を除く9館の地域児童館で、外壁及び屋根の塗装、畳の取り替え、トイレの洋式化などの補修を実施しております。

町内全域をエリアにした中央児童館には児童厚生員を配置し、各種事業・年間行事などを通じて児童の健全育成に努めています。

また、現在社会問題化している児童虐待などの要保護児童に対しては、早期に発見し適切な対応をとるため要保護児童対策地域協議会を設置しています。

施策の体系

- ①保育サービスの充実
- ②児童館・児童遊園の充実
- ③児童健全育成の推進
- ④児童虐待防止対策

施策の内容

①保育サービスの充実

保護者のニーズに合わせ一時預かり、延長保育を促進します。また、地域子育て支援センターを拠点として子育てに関する情報提供や育児相談機能を充実し、各種事業に対する支援を行います。学童保育については、今後は施設環境、保育内容の充実をすすめています。

②児童館・児童遊園の充実

地域児童館・児童遊園の整備充実を図り、より安心して遊べる環境の確保に努めます。

③児童健全育成の推進

中央児童館については、児童参加型の各種事業・行事を推進し、ボランティア団体など各種団体と連携し、地域交流・世代間交流を行い、児童の健全育成に努めます。

④児童虐待防止対策

児童虐待については、児童相談所など関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の運営と相談活動に努めます。

第9節 老後を支える国民年金

現状と課題

高齢化の進展とともに、老後生活の所得保障としての国民年金制度の果たす役割はますます重要となり、国民の安定した暮らしには、なくてはならない制度です。しかし、年金制度を取り巻く環境の変化は厳しく急速な少子高齢化の進行により、制度そのものの維持や将来負担についての不安が提起されています。

平成22年3月末の八郎潟町の第1号被保険者（自営業等）は1,007人、第3号被保険者（会社員や公務員の配偶者に扶養されている配偶者）が373人、加入期間不足等で60歳以降に任意で加入している被保険者が11人で合計1,391人です。これは本町の20歳以上60歳未満（年金加入強制期間）の43%にあたります。

本町においても、全国的な少子高齢化の傾向により自営業・農業の方が加入する第1号被保険者は年々減少傾向を示しています。また、適用漏れ者や長期未納者が増加していることも否めない事実であり、制度を理解してもらう必要があります。

こうした中で、皆年金を確保するために、今後とも日本年金機構と協力連携し、広報などを活用した啓発活動等を推進するとともに、長寿を喜ぶことのできる社会をめざして制度の周知徹底を図っていきます。

施策の体系

- ①国民年金制度の周知徹底
- ②被保険者の加入促進と納付の奨励

施策の内容

①国民年金制度の周知徹底

国民年金制度に対する正しい理解を得るために、町広報や町ホームページなどの利用による積極的な広報活動を推進し、町民の年金制度に対する周知徹底を図り、町民の老後の生活安定を目指します。

②被保険者の加入促進と納付の奨励

町民の基礎年金受給権を確保するため、厚生年金・公務員共済等を脱退した時の速やかな国民年金への加入、20歳到達者の国民年金への加入、転入・転出時の確実な届け出など各種届け出の励行を啓蒙し無年金者の発生を防ぎます。

また、保険料の納め忘れのないように口座振替や保険料を前払いすると割引がある前納制度の利用を促進します。さらに納付困難な方へ保険料免除制度の活用（全額免除と半額免除等）を進めるとともに、学生に対しては学生納付特例制度の活用を進め、受給権の確保を図ります。

第10節 国民健康保険事業の健全運営

現状と課題

平成22年3月末現在の本町の国民健康保険の加入状況は人数で1,769人です。本町人口6,825人の25.9パーセントを占めます。なお、75歳以上の方は後期高齢者医療に加入していますので国保加入者とはなっていません。

国民健康保険加入者は他の健康保険の加入者に比べて平均年齢が高く、平均所得が低い状況です。これは国民健康保険が、定年退職者のほかフリーターや若年層の退職者の国保加入者が増えてきています。

高齢者を中心とする医療費が年々増大する反面、保険税の収納率低下などにより、さらに厳しい財政運営が強いられています。保険税の収納率は93パーセント以上を維持しているものの長期不況による低所得者の加入が増えており厳しい運営が続くものと見込まれます。財政運営の安定化が最優先課題です。

近年の急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に対応し、特に高齢者の医療費の伸びを適正化するため、生活習慣病の一次予防対策や高齢者の生きがいづくり対策を中心とした事業を推進しています。

健康で生きがいを持ち活動的な町民を増やし、「健康なまちづくり」をめざすためには地域に密着した国民健康保険保健事業を展開することが必要になります。

施策の体系

- ①国民健康保険事業の推進
- ②レセプト点検の向上
- ③広報活動の充実と周知徹底
- ④保険税の収納率向上

施策の内容

①国民健康保険事業の推進

年々伸びている医療費の伸びを抑制するため、人間ドック・早朝総合検診などへの助成や、データーベンク事業などの活用を図った疾病要因などの分析により保健師とタイアップした健康教育・疾病予防事業をおこない疾病の早期発見・早期治療の推進を図り、町民の健康づくりを支援する国民健康保険保健事業を積極的に推進します。

②レセプト点検の向上

医療費の過大請求を防ぐためにレセプト点検を向上させます。レセプトの電子化により国保連へ点検委託し、さらなるレセプト点検の向上を図ります。

③広報活動の充実と周知徹底

国民健康保険制度が町民生活に必要不可欠であることをわかりやすく説明し広報活動の充実に努めます。

制度の仕組みや医療費の状況などわかりやすく具体的にお知らせするために、パンフレット等を配布し町民の理解を深めます。

④保険税の収納率向上

国民健康保険事業の安定運営の基盤となる国民健康保険税の税収確保に努めます。そのため、収納担当課と協力しながら、個別徴収など具体的な計画を立てながら収納率の向上をすすめます。

第3章 快適な生活環境のまちづくり

第1節 交通安全・防犯体制の充実

現状と課題

超高齢社会を迎え、高齢者ドライバーが年々増加しております。また、交通事故による死者の7割が65歳以上の高齢者となっており、高齢化がもたらす社会現象が急激に変化しております。このようななかで、交通事故防止・飲酒運転追放などの徹底を図るために、交通安全指導体制や啓発体制の推進が一層重要となっています。

地域に根ざした交通安全運動を展開するとともに意識の高揚を図るため、交通安全協会や交通指導隊等の諸団体を支援し、連携を取り合いながらの運動の充実が求められます。

また、安全で安心な社会の実現は、私たちの願いです。犯罪のない安全で安心な町を実現するためには、私たち一人ひとりが防犯意識を高め、支え合い、そして助け合いながら地域社会を築いていくことが重要となってきております。

しかしながら全国的に見ると薬物乱用・凶悪事件・青少年の犯罪が依然として後を絶たず、不安を与えています。さらには、日常生活が便利になり各種サービスの多様化も進んでいる今日、販売方法・支払い方法も多様化され、これに伴い悪質商法も増加の傾向にあります。

このようなことから、安全で安心な生活ができる環境・消費生活の安定を図るため、防犯協会・生活安全推進協議会等の各関係機関との連携を強め、また相談や苦情などの諸問題に対応するため、啓発活動を行いながら、情報提供・被害防止に努める必要があります。

施策の体系

- ①交通安全意識の普及・活動の推進
- ②防犯体制の充実

施策の内容

①交通安全意識の普及・活動の推進

子どもからお年寄りまで、啓発活動による交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者が当事者となる交通事故が多発傾向にあるため、高齢者を対象とした体験型講習会を積極的に実施するなど、地域に根ざした幅広い交通安全運動を展開します。

また、交通安全施設の整備として危険箇所にはカーブミラーや看板を設置し、一層の安全を確保します。

さらには、季別交通安全運動期間中の街頭指導などにより、歩行者・運転者への安全指導を行い交通安全教育の充実に努めます。また、交通安全協会や交通指導隊等の諸団体の活動を支援します。

②防犯体制の充実

町広報や町ホームページなどを活用して啓発活動を推進し、地域と一体になった情報提供・被害防止に努め、安全で安心な町づくりを推進します。

また、防犯協会・生活安全推進協議会・町内会等の諸団体の活動を支援し、防犯意識の高揚を図ります。

第2節 消防の充実・防災体制の強化

現状と課題

阪神・淡路大震災や頻発する地球温暖化が原因とみられる局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）など、過去の大規模災害を教訓に、各種防災対策が迅速・的確に行える体制の確立が求められています。そのため、大規模災害発生時の対応・体制の整備や地域住民などによる自主的な防災活動を活性化するとともに、町民に広く防災情報を提供する必要があります。

町の「地域防災計画」は、昭和39年に策定され、平成5年3月に第二次修正を行い、大規模震災発生時に即した初動体制を中心とする「災害緊急対応マニュアル」を平成8年5月に策定しています。

しかしながら、県では「県地域防災計画」を隨時修正しており、本町でも県の防災計画に呼応する形の見直しをする必要があります。災害の予防はもとより、災害時においてその被害を軽減するためには、町民一人ひとりの行動が重要となるため、平素から町民の防災意識の高揚を図りながら、消防機関をはじめ各関係機関が様々な方法で、防災意識を行動のレベルまで向上させていくことが課題です。

町民への情報伝達システムとして、昭和60年に防災行政無線通信施設を整備し、平成19年にはデジタル化に伴う大規模改修を行っております。

また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を整備することで、緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報といった対処に、時間的余裕のない緊急情報を人工衛星を用いて送信し、防災行政無線が自動起動することにより、国からの情報を住民へ直接そして瞬時に伝達することが可能となります。

施策の体系

- ①予防行政の推進
- ②消防団の活性化
- ③防災対策の推進
- ④防災体制の強化
- ⑤自主防災組織の育成強化
- ⑥避難場所の確保と周知

施策の内容

①予防行政の推進

日頃から町民の防災意識を高めるため、各種研修会など防災教育を実施し、災害発生時に的確な対応が取れるよう防災訓練を定期的に実施します。

また、住宅用火災警報器の設置が義務化され、寝室と階段に設置することとなり、今後、広報や防災行政無線を通じて警報器の必要性と効果についてPRするとともに、町民の火災予防意識の普及と防災意識の高揚を図ります。

②消防団の活性化

消防団員確保のための働きかけを積極的に行い、団員不足の解消に努めます。また、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する機能別消防団の育成を図ります。

小型動力ポンプ及び積載車などの整備や更新を図るとともに、防火水槽、消火栓などの消防水利の拡充に努めます。さらに、教育訓練の充実を図り、消防団の活性化に努めます。

③防災対策の推進

地域防災計画については、早急に修正作業を行い、地域防災計画及び国民保護計画に基づいた総合的な防災体制を推進し、防災施設の充実やきめ細かな防災情報システムの確立、非常用物資等の整備を進めます。

④防災体制の強化

防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備をすすめながら、その活用などによる町民への防災情報の提供に努めるとともに、災害知識の普及や防災訓練の充実など、防災体制の強化を図ります。また、災害など不測の事態発生に際し、「緊急対応マニュアル」の活用等迅速かつ的確な対応ができる危機管理体制の構築を進めます。

⑤自主防災組織の育成強化

町民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い意識を持ち、災害時の初期消火や近隣の救出救護など、地域防災活動に積極的に取り組む自主防災組織の育成強化に努めます。

⑥避難場所の確保と周知

災害発生時に町民が緊急避難する避難路、避難場所を確保し、町民に周知するとともに誘導看板、標識などを整備します。

第3節 道路網の整備

現状と課題

道路網の整備は、町民の生活基盤を安定させるとともに、さらに生活の利便性を向上させるための必要不可欠な施策です。

本町の道路網としては、一般国道1路線、高速道路である秋田自動車道1路線、主要地方道1路線、一般県道3路線、一級町道19路線、二級町道16路線、その他町道203路線となっています。

本町を南北に縦断している主要道路としては、国道7号、秋田自動車道、一般県道三倉鼻五城目線、1級町道湖東線です。東西を横断する道路としては、秋田自動車道のアクセス道路としての主要地方道秋田八郎潟線、一般県道真坂五城目線及び道村・大川線です。

このほか町の東西を結ぶ道路として、国道7号から一日市商店街にかけての1級町道中央線が完成し、一日市商店街から町道湖東線を結ぶ2級町道八郎潟線の拡幅事業が進行しております。

今後は、厚生連湖東総合病院までの町道の改良・舗装修繕や地域の発展を支援する道路網の整備など町内道路網計画の整備が必要です。

また、緊急時の対応に不安が懸念されている袋小路の解消や、交差の不便解消や冬期交通の確保を図るうえで集落内の狭隘道路の拡幅が望まれます。

施策の体系

- ①町道の整備
- ②地方道の整備促進

施策の内容

①町道の整備

厚生連湖東総合病院までの町道の改良・舗装修繕や、地域の発展を支援するための道路網の整備のための町内道路網計画の整備を進めます。これに基づき事業の構築を図ります。

また、町の防災計画と連携をとりながら、緊急時の対応に不安のある袋小路の解消に努めます。

さらに、交通量が多いにもかかわらず、交差のできない狭隘道路の拡幅や、浦大町・小池地区などの生活密着幹線道路の大型車の交差ができない路線については、部分的に2車線を設け、1・5車線化に取り組みます。

②地方道の整備促進

秋田自動車道五城目・八郎潟インターチェンジへのアクセス道路を、国道7号から大潟村・男鹿市方向への延伸について、地域住民の協力を得ながら、関連機関と調整をとり整備促進を働きかけます。

また、県に働きかけて県道三倉鼻五城目線、県道真坂五城目線、県道道村大川線の側溝改良や危険箇所改良、歩道のバリアフリー化についての改良を進めます。

第4節 除雪体制の整備

現状と課題

冬期交通の確保は、安全で快適な住民生活を送るために欠かせないものです。

町全体の除雪延長は現在約56キロメートルにも及んでいますが、年々少しづつ増加しています。

町直営路線の除雪については、町所有の除雪ドーザー4台、大型ロータリー車1台、小型ロータリー車1台で行っています。それ以外の路線の除雪については民間業者に委託して行っています。また、歩道については歩道用除雪機械の1台で除雪しています。

一日市地区は、狭隘な道路や袋小路が多く除雪に手間がかかる状況にあり、現在の保有機械では対応に困難を来たす面があります。また、町保有除雪ドーザーの老朽化により更新を考える時期にあります。

民間委託については、大型機械を保有する建設業者数の減少により委託業者の確保や、土木工事用機械で対応しているため除雪に対する適正機械が不足しており、新規購入やリース等も含めた増強の必要が課題です。

また、町有機械のオペレーターを確保し、町民協力体制のもとに保有機械をフル稼働させ、歩道や通勤・通学道路など、生活密着道路の冬期交通確保に努めていますが、排雪時の排雪場所の確保が必要です。

施策の体系

- ①除雪体制等の整備
- ②町民の協力体制の推進

施策の内容

①除雪体制等の整備

積雪時の除雪体制について、除雪機械の適正な維持・更新、計画的な配車等を進めます。また、除雪車オペレーターの確保と育成の充実を図ります。

②町民との協力体制の推進

排雪場所の確保を図るとともに、大雪時の一斉除排雪などを町民とともに行政と町民が一体となった克雪体制を推進します。

また、高齢者や障害者が安心して生活できるように支援していくための地域ぐるみの協力体制づくりを進めます。

第5節 上水道の整備

現状と課題

水の供給は、町民の日常生活に直結し、その健康を守るために一日も欠くことのできないものです。

町で供給している水道水の水源は、馬場目川の表流水を取水しています。このため、夏場は八郎湖の富栄養化による水質悪化が水源に影響し、夏場の水道水のカビ臭に悩まされてきました。平成21年6月から、高度浄水による処理が始まり、安全で安心して飲める浄水を供給できるようになりました。

また、八郎湖から遡上するアオコ対策として、平成21年度に秋田県で馬場目川アオコ遡上防止施設を建設しており、アオコの遡上防止に効果を上げております。

課題としては、昭和50年に建築された現在の浄水施設の老朽化に伴う施設の更新や、漏水対策における有収率の向上であります。

また、水道事業の安定運営を行うためには、使用料の収入確保が大切ですが、恒常的な未納者に対する対策を引き続き講じます。

施策の体系

- ①老朽施設等の年次更新
- ②漏水対策による安定供給と有収率の向上
- ③水道事業の安定運営

施策の内容

①老朽施設等の年次更新

水道水の安全、安心、安定した供給を図るため、浄水場施設機器の更新、老朽敷設管の更新を計画的に進めます。また、施設全体の老朽化が著しいため、新規浄水場の建設も視野に入れた検討を行います。

②漏水対策による安定供給と有収率の向上

地域パトロール及び住民からの情報を基に水道管の漏水発見、早期修繕に努め、水道水の安定供給と有収率の向上を図ります。

③水道事業の安定運営

水道事業の安定運営を図るため、未納防止として上・下水道料金の一体収納化により、未納の防止を図ります。

なお、新規浄水場の建設を視野に入れることから、建設改良の積立や減債積立等を法に基づき積極的に実施します。

第6節 下水道の普及

現状と課題

近年、都市化の拡大や、農業による化学肥料の使用により、生活雑排水や農業廃水による河川、農業用水などの水質汚濁が進んでいます。

本町では、河川等の水質保全と住環境の向上を図るため、町の水洗化構想をつくり、公共下水道事業と農業集落排水事業を導入して下水道整備を実施しています。

本町の下水道整備は、昭和61年度から事業着手し、平成2年度から順次供用開始しています。計画どおり平成20年度で工事を終了しております。

しかしながら、平成19年に八郎湖が、湖沼水質保全法の指定湖沼に指定されたため、集落排水処理施設の処理水の水質基準が規定をクリアできなくなることから、集落排水処理区域を公共下水道処理区に変更して、公共下水道へ汚水を流すための工事が必要となっています。

平成21年度末の公共下水道普及率は89.4%ですが、農業集落排水を含めた下水道普及率は98.7%にもなり、秋田県平均の74.7%を大きく上回り全県でも上位にランクされています。

また、水洗化人口でみると公共下水道事業では4,818人で水洗化率78.7%、農業集落排水事業では600人で、これらを合わせた合計の水洗化率は79.3%となっています。

今後は、公共下水道や農業集落排水の未普及地区における合併浄化槽の普及による水洗化が課題です。

また、供用開始地区の水洗化されていない世帯についての水洗化促進の啓蒙普及と水洗化のための融資斡旋制度の活用の推進を図っていく必要があります。

なお、小池地区と浦大町地区の農業集落排水施設の老朽化に伴う施設の更新については、機能廃止となる平成24年度までは、適切な管理運営に努めることが重要になります。

施策の体系

- ①公共下水道の整備
- ②水洗化の促進
- ③農業集落排水処理施設の維持管理

施策の内容

①公共下水道の整備

八郎湖水質保全のため、また、集落排水処理区域内の汚水処理にかかる今後の維持管理費用の軽減のため、平成24年度までに集落排水処理区域を公共下水道処理区域に編入し、公共下水道へ接続する工事を行います。

②水洗化の促進

全町水洗化へ向けて未水洗化家庭への啓蒙普及を図ります。そのためには水洗化融資斡旋制度の利用促進を図ります。

また、公共下水道事業や農業集落排水事業などの導入が困難な、三倉鼻地区、真坂の国道沿いの一部の地区、八郎湖岸地区については地域の実状を踏まえながら、合併処理浄化槽の設置を推進します。

③農業集落排水処理施設の維持管理

平成24年度の公共下水道への接続までは、良好な維持管理に努めます。

また、平成25年度に、汚水処理機能を廃止した処理場施設を改修し、新たな施設として有効活用を図ります。

第7節 ごみ減量化・リサイクル化とし尿処理施設整備

現状と課題

地球規模での環境保全意識の高まりの中で、ごみゼロ社会に向けた循環型社会の構が重要となっています。

廃棄物問題が深刻する中で、今まで利便性の向上を求めてたくさんの消費と廃棄続けてきました。

町では、21世紀を期して「使い捨て社会」と決別し、「ものを大事にする」、「資源大切に使う」という観点から、ごみを出さない暮らし方を追求・実践していく必要がります。2000年5月に循環型社会形成基本法が制定され、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、地球環境に悪影響を及ぼさない社会の実現に向けて努力しなければなりません。

町では、ごみの種類を一般廃棄物と産業廃棄物に区別しています。

一般廃棄物は町が処理するごみと、町民自ら処理するごみに区別しており、産業廃棄物は事業主が処理しています。一般廃棄物のごみ処理区分については「八郎潟町一般家ごみ処理一覧表」を発行、また町内集積所には収集日等の案内板を設置、さらに町広で呼びかけするなど分別の周知徹底を図っています。

町で収集された「燃えるごみ」「燃えないごみ」「古紙類を除く資源ごみ」は、現在郎湖周辺クリーンセンターで燃えるごみは焼却処理され、資源化可能な缶、瓶、ペットボトル、金属類は選別され再資源化のために適正に処理されております。また、資源のみの古紙類については、町クリーンセンターに搬入されてから再利用関係業者が搬出同様に適正に処理されております。

その他、家電リサイクル法に基づく家電製品の処理、資源有効利用促進法に基づくソコン等の処理については、排出者が適切な排出と費用負担が義務づけられており、資源化の推進を促すための処理方法の一層の周知徹底が必要となります。今後は、消費者も循環型社会形成に向けた役割を分担してリサイクルに取り組むことが重要となります。

施策の体系

- ①ごみの減量化の推進
- ②広域ごみ処理に対応した分別の徹底
- ③リサイクル化の推進

施策の内容

①ごみの減量化の推進

生ごみの水切りによる軽量化、EMぼかしの活用による生ごみの堆肥化、廃食用油の回収事業について講習会の開催、広報等で普及啓蒙を推進しごみの減量化を図ります。

また、「3Rのライフスタイルの推進」を提唱し、町民運動としての定着を目指します。

- ・ Reduce (リデュース) ごみとなるものを持ち込まないこと (発生抑制)
- ・ Reuse (リユース) 繰り返し使い、ごみにしないこと (再使用による排出抑制)
- ・ Recycle (リサイクル) ごみを資源として活かすこと (再生利用)

②広域ごみ処理に対応した分別の徹底

新たに建設された広域ごみ処理施設及びリサイクル施設は、ごみの種類によりごの取り扱いが、広域（八郎湖クリーンセンター）で行うものと町で行うものと異なります。

資源として、家庭から出す際に混ぜてはいけないものや、異物などを取り除き種ごとの分別の徹底を推進します。

分別収集はごみの減量化、資源回収の有効な手段です。決められた分別の方法、日、時間、場所を守るごみの処理についてごみ処理一覧表を隔年に全戸配布して町の協力を啓蒙します。

③リサイクル化の推進

リサイクル化を図るには、家庭が重要な役割を担っています。排出されたごみのうち、紙類、金属類、ガラス類などは資源として再生品の原料などに利用されます。

特に家庭から排出される「容器包装」「家電製品」のごみは消費者も役割を分担してリサイクルに取り組むことが義務づけられています。

いま以上に啓蒙普及に努めます。このことによりごみ処理費用の軽減と、最終処場の延命化を図ります。

※容器包装リサイクル法の対象品目

区分 分類金 属アルミ缶・スチール缶ガラス無色・茶色・その他紙紙パック
・段ボール・その他プラスチックペットボトル・その他

※家電リサイクル法

家電リサイクルは消費者と小売店とメーカーの共同事業です

対象品目：エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機等

第8節 生活環境施設整備と運営

現状と課題

近年、八郎湖の水質悪化に伴い八郎湖とその流入河川でアオコが非常に多く発生しています。その水質改善対策として、八郎湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定され、平成20年から湖沼水質保全計画が実行されております。しかしながらその水質改善には長い期間を要することから、平成21年度県の事業で馬場目川にアオコ遡上防止施設を設置し、これらについての管理運営は本町が実施することとなります。

また、墓地を希望される方々の要望に応えるため、平成4年度に夜叉袋地区、平成20年度に浦大町塞ノ神地区に墓地公園を建設し、現在、八郎潟靈園137区画、たかおか靈園102区画を整備し、町民の需要に応じてまいりました。今後も墓地の需要を見極めながら墓地公園を整備します。

一般廃棄物最終処分場については、ごみの減量化を推進し埋め立て期間の延命化に努めており、地下水、放流水についても水質検査を実施しながら適正管理に努めております。

一方、八郎湖周辺清掃事務組合、湖東地区行政一部事務組合（斎場）八郎潟町・井川町衛生処理施設組合の一部事務組合の施設では、構成市町村と連携を図りながら協議し運営しておりますが、施設の老朽化とし尿排出量の減少により現行の生物処理が困難になっている八郎潟町・井川町衛生処理施設組合（八郎潟湖水苑）処理施設については、施設改修のための早期検討と整備が必要となります。

施策の体系

- ①アオコ遡上防止対策事業
- ②八郎潟湖水苑施設整備事業（し尿処理施設）

施策の内容

①アオコ遡上防止対策事業

町中心部南を流れる馬場目川にアオコが遡上しないためのシルトフェンスの設置を八郎湖のアオコ発生状況を見極めながら迅速に対応します。

②八郎潟湖水苑施設整備事業（し尿処理施設）

し尿処理施設については、本町と井川町で構成する「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」で処理をしています。下水道普及によりし尿排出量が今後も減少することからこれに対応できる施設の整備が急務であり、今後のし尿排出量の見通し、改修に当たっての費用対効果を踏まえ、両町で協議し早期改修事業を推進します。

第8節 町営住宅の整備

現状と課題

公営住宅法に基づき、町民の住宅環境の整備を図ることを目的として、持家の収得が困難で住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する町営住宅を昭和28年度から建設してきました。

平成16年度末までの建設戸数は延べ301戸ですがこの間、100戸の譲渡と用途廃止に伴う解体6戸、火災による滅失2戸、建て替えに伴う解体30戸があります。

平成21年度末管理戸数は165戸で、その内訳は中嶋団地64戸、川崎団地21戸（うち、その他住宅1戸）、まちなか中央団地16戸、家ノ後団地10戸（うち、その他住宅1戸）、羽立団地20戸、上屋根団地34戸です。

老朽化が著しい中嶋団地は平成15年度に作成した、八郎潟町住宅マスタープランに盛り込まれており、建て替えにあたっては、需要の高い木造平屋建てを建設する方針です。

そのほか、老朽化した町営住宅の改修にあたっては、周囲の景観とマッチした施工を取り入れることが近年の傾向となっています。

施策の体系

- ①中嶋団地の建て替え事業の推進
- ②景観に配慮した老朽町営住宅の改修

施策の内容

- ①中嶋団地の建て替え事業の推進

老朽化の著しい、中嶋団地については早期に建て替えを促進します。

建て替えにあたっては、入居者の多様化や、単身者・高齢者・障害者それぞれのニーズに配慮した、仕様とバリアフリー化を図り、安全で安心して暮らせる魅力ある町営住宅の整備を進めます。

- ②景観に配慮した老朽町営住宅の改修

老朽化の進んできた、町営住宅については、個別改善事業による住宅改修事業を実施し、周囲の景観とマッチした外観向上の施工を進めて、町営住宅の入居率の向上を図ります。

第4章 時代の流れを捉えた産業を振興する町

第1節 農業の振興

現状と課題

農業は、町の基幹産業と位置づけられています。農業の発展に伴う他産業への波及効果は大きく、本町の産業発展には重要な要件のひとつとなっており、効率的な補助金活用と農業経営で魅力ある職業としての農業に変えていく必要があります。

農家の所得が本町の経済に与える影響は顕著であります。近年、米価の下落・低迷が続き、稲作を中心とする農業経営は厳しい状況にあり、今後も複合経営の確立を目指した足腰の強い八郎潟町農業の構築が必要です。

町ではJAなど農業組織への支援、農産物の品質向上、生産基盤の整備、生産環境向上のための事業を展開してきました。

主幹作物である水稻への取り組みとして、JAあきた湖東では大粒の高品質米の出荷、栽培状況が分かる栽培履歴の記録を生産者に求め、安全でおいしい米づくりを進めています。また、省力栽培をめざし、専用田植え機を購入し水田に糲を播く直播栽培米を実施しています。環境に優しい米作りを目指し、数名の農家が無農薬や低農薬栽培に取り組むなど多面的な事業を展開をしてきました。八郎潟町環境保全米推進協議会による八郎潟環境保全米への取り組みもその一つであります。

次に、本町の農業経営の課題である複合経営に町では助成を行ってきました。枝豆栽培などにJAが力を入れています。施設型のバラ栽培などに若い農家が取り組んでおり、水稻単一栽培からの脱却への期待が込められています。

本町では良好な農産物生産環境を維持するため、農業用廃使用済プラスチックの適正処理、農業用水確保に努めております。

近年、低農薬・無農薬・有機栽培など高値の農産物に人気があります。今後も消費者志向にあった品質、作目を推進し農家の所得向上につながるよう努める必要があります。

施策の体系

- ①安全で売れる農産物のブランド化
- ②農家並びにJA等への支援

施策の内容

①安全で売れる農産物のブランド化

J Aが取り組んでいる農業資材の適正な廃棄運動、土地改良区の水路管理等関係機関と連携を図り、きれいな農村地帯をつくり、安全な農産物生産への組織的な取り組みを啓蒙し、大粒でおいしいJAあきた湖東米、あるいは八郎潟米の確立を推進し、八郎潟環境保全米などのブランド化を目指します。

②農家並びにJA等への支援

農業の所得増加による他産業への波及効果が期待できるような施策を推進します。

農家へ補助金や農業技術、営農情報等時期を捉えて提供し、高品質な米、大豆の生産性の向上をめざし、枝豆など他の新たな産地づくりに努めます。

複合経営に取り組む農家の育成と自立経営のための協力支援体制の強化を図ります。また、農家へ生産技術、経営技術を積極的に広報普及し、適時支援します。

第2節 農業生産体制の強化と生産基盤の充実

現状と課題

農家の現状は、就農率が低く、農業従事者の高齢化が進み、課題の後継者不足は、各農家の努力では解消できなくなっています。現行の農機具が使えるうちは農業に従事し、買い替えの時期には農地や農作業の委託を希望している農家が増えてくるものと予想されます。今後、農業受委託のバランスがとれるよう町全体での調整が必要になってくると思われます。

また、農地の無許可賃貸借が依然あることからトラブル防止のためにも解消に努め、担い手農家あるいは地域単位での農用地利用集積を進めなければなりません。

これまで、小学校で授業の一環として、収穫の喜びや農業への理解を深めてもらうために、野菜栽培の実施などの施策を講じてきました。現在、一定期間ではありますが、学校給食に地元の米と野菜などを使用しております。

農家の所得向上へ結びつけていくためにも、年間を通して学校給食へ地元農産物を供給できるような体制づくり、空き店舗等を活用した直売所の設置など地産地消の推進を図る必要があります。

こういった中、家族経営協定を結び会社勤務のように給与を取り決めて意欲的に取り組もうとする農家がでてきました。担い手農家で現在ある組織は、「八郎潟町認定農業者連絡協議会」「八郎潟大豆刈取集団」「農事組合法人八郎潟スカイ」「農事組合法人夢未来」の4組織です。今後も地域・集落営農には重要な組織です。「農事組合法人八郎潟スカイ」は、平成16年に本町初の農事組合法人として誕生し、ラジコンヘリによる農薬散布で本町の病害虫防除実施の中核として活躍しております。

今後も、町で組織している集落営農組合などの法人化への誘導・育成を図っていく必要があります。

施策の体系

- ①農用地の利用集積の推進
- ②認定農家の確保と地域農業の推進
- ③農業生産基盤の維持と組織の育成
- ④農業に親しむ機会の創出と人材育成
- ⑤農産物の販路開拓の推進

施策の内容

①農用地の利用集積の推進

農地や農作業の受委託を円滑に進めるため、意向調査のうえ、受委託の調整を推進します。

農地の賃貸借は農地法あるいは農業経営基盤強化促進事業により、町と農業委員会が協力しながら積極的に取り組み、無許可賃貸借をなくし、農業政策に対応できる土地の集約を目指します。

②認定農家の確保と地域農業の推進

農業の担い手づくりのため、認定農家の確保・育成に努め、指導、研修機会の提供などを行います。

大豆刈取集団による刈取作業は、収穫作業を大幅に軽減し大豆生産性の向上と転作団地化形成を支えていることから今後も情勢を見極めながら支援します。

現在、農事組合法人が二つ設立されたおり、今後も農業事業体組織（集落営農組合）の法人化への誘導と育成を推進します。

③農業生産基盤の強化と組織の育成

農家の負担軽減と灌漑水の安定化供給のため施設整備など施策を講じ、農家が安心して営農できる農業生産基盤の向上を目指します。

農業への理解と協力関係を地域で育て、農業情勢に応じた集落営農組織の育成を進めます。

④農業に親しむ機会の創出と人材育成

子供たちが、生産者あるいは消費者として身近に農業を体験できる機会を創ります。また、学校給食に米・野菜などの農産物を年間を通して供給できる農家の育成・体制づくり、直売所の設置などを検討しながら地産地消の推進を図ります。

新規就農者の促進を図るため、希望者へは研修機会の提供や紹介をし、補助事業の活用を積極的に進めます。

⑤農産物の販路開拓の推進

地元で穫れた農産物を直接消費者へ売ることができる空間（空き店舗の活用など）を農業団体や他産業組織あるいは個人事業主と共同歩調で推進します。

また、八郎潟町環境保全米推進協議会が取り組んでいる「八郎潟環境保全米」のホームページ等を活用したPR等について支援します。

第3節 林業と漁業への取り組み

現状と課題

本町で林業を主としている業者及び個人はおりませんが、資源や治山として森林を保護していくために、これまで「天池線」の林道舗装整備や除間伐事業、治山工事を実施し、材木生産等へ利便性のある環境づくりに努めて参りました。

次に八郎湖の漁業ですが、許可漁業であり、漁獲量も少ないとから安定収入につながっておらず、年々衰退しています。しかしながら、漁業で生計をたてている人がいますので、町では毎年、わかさぎ卵の放流事業へ助成し資源保護に努めています。

また、漁業者の安全航行のため、夜叉袋漁港に赤色等を取り付け管理しています。

施策の体系

- ①森林整備と治山治水事業の推進
- ②松くい虫の予防
- ③八郎湖の資源の保全
- ④観光漁業への研究

施策の内容

- ①森林整備と治山治水事業の推進

五城目森林組合の主導で策定した森林施業計画に基づき、保育、間伐を受託施業をして推進します。

森林資源の公益的機能を確保するため、パトロール等で点検し林道の補修他、治山治水事業を継続します。

- ②松くい虫の予防

森林に深刻な被害を与える松くい虫防除対策を国庫補助事業により推進し、資源を守ります。

- ③八郎湖の資源の保全

資源保護のため、八郎湖増殖漁業協同組合が行っている、わかさぎ卵放流事業へ引き続き助成します。また、外来魚による生態系破壊には、国県の事業協力や情報を得て対応していきます。

水質改善は、漁業の面からも重要であり、国・県など関係機関一体となり取り組みます。

- ④観光漁業への研究

八郎湖での体験を主眼とした独自性のある観光漁業を、関係機関と協議しながら実現の可能性を探ります。

第4節 商工業の振興

現状と課題

本町の人口は、平成22年3月末現在で、対前年比で1.2%減の6,834人です。ほぼ連続して人口減少が続いている現状に歯止めをかけるためにも、商工業の振興は本町の重要な課題であるといえます。

商業の中核的地域の一日市商店街は、全県でも屈指の店舗数と長さを誇っています。しかし、空き店舗が目立ち、夜は人通りが少ない現状です。町では街路灯を設置し夜も不便なく買い物できるよう継続的に助成しています。

商工会事業の商店街マップ作成への助成やイベントによるビジネスチャンスを提供しましたが、一過性であり買い物客の増加や他産業への波及効果が出ていません。

住民の購買動向は、近隣町村の大型店へと流れていますが、消費者ニーズにあった商品開発で町外から多くの買い物客が訪れる商店もあり、今後、独自の商品開発、個性的な商店経営の取り組みを推進する必要があります。

本町の工業の現状は、誘致企業では2社が操業しています。町の就職環境は、新規採用を受け入れる会社が少ないため、地元を離れる若者が多く、地元に定着できるよう雇用機会の拡大が求められています。

新たな企業誘致に関しては、既に工業団地の地域指定を解除しており新たな地域指定は困難となっていますが、雇用が見込まれる優良企業あるいは会社を誘致するための条件整備として企業誘致促進条例を制定しており、積極的な誘致活動を展開していく必要があります。

施策の体系

- ①商店街の再生支援
- ②商工業団体等の強化
- ③商工業への支援
- ④企業誘致の推進

施策の内容

①商店街の再生支援

既存商店の営業努力に応える支援策を講じつつ、商店街の環境整備や空き店舗の活用など、創意工夫と意欲ある取り組みに支援していきます。

②商工業団体等の強化

商工会、商店会、建設業協会など、組織体制の強化を促し経営相談、人材育成、情報活動など多面的な活動に対し、支援していきます。

③商工業への支援

厳しい経営環境に対応し、国・県及び町の融資制度を周知し活用を図りながら、経営基盤の安定強化を促します。

④企業誘致の推進

本町の雇用拡大につながる企業を誘致するため、県など関係機関との緊密な連携を図り、企業立地に結びつく適切な情報収集に努め、用地ほか優遇制度の充実など、積極的な企業誘致活動を進めます。

第5節 観光の振興

現状と課題

伝統行事の一日市盆踊り、一日市願人踊、一日市裸参りは広くマスコミや報道機関に取り上げられ、多くの観光客を呼ぶ行事となっております。

八郎湖は全国的に有名な釣り場であり、多くの釣り人が訪れています。全日本野鯉鮎釣り大会は、全国各地から約200名の参加があり全国でも屈指の大会となっております。また、春から秋にかけ全国各地から訪れたブラックバスの釣り愛好家が釣り公園を拠点として楽しんでおり、八郎潟展示館、湖岸トイレの設置で夜間でもトイレを利用できるよう施設整備を図っております。

観光行事を町から民間主導への移行をねらいとして設立された観光協会は、町からの補助金に依存しており、独自の事業展開が課題となっています。

また、国の緊急雇用創出事業交付金活用事業等を活用しながら、NPO法人「浦城の歴史を伝える会」が高丘山麓の浦城跡の整備を進めており、町の新たな観光資源として、完了後の維持管理等について支援していく必要があります。

施策の体系

- ①効果のあがる祭り、イベントの推進
- ②観光協会の体制強化
- ③観光客を呼び込める美しい水辺の再生
- ④湖東3町の連携による取り組み
- ⑤新たな観光資源への支援

施策の内容

①効果のあがる祭り、イベントの推進

集客力のある本町の観光行事を行政主導から、運営から携わって商売に結びつく仕掛けができる民間主導へと誘導し、複数の業種が恩恵をうける企画運営を支援します。

②観光協会の体制強化

観光協会の活動を通じ、会員の利益が生まれるよう組織体制、運営を指導し行政からの独立を促します。

③観光客を呼び込む美しい水辺の再生

本町の一番の自然資源である八郎湖の環境保全に、国、県の事業協力はもとより、啓蒙活動や住民活動との連携で美しい八郎潟に近づくよう努力します。

④湖東3町の連携による取り組み

八郎潟町・井川町・五城目町の祭りや温泉、農園ほか3町の観光資源を連結し、相乗効果が生まれる観光事業の創出を図ります。また、町の案内看板の設置を検討していきます。

⑤新たな観光資源への支援

町の新たな観光資源として期待できる浦城跡の整備、整備完了後の維持管理・PR等について、NPO法人「浦城の歴史を伝える会」と連携を図り支援して参ります。

第5章 教育芸術文化の薫る心豊かなまちづくり

第1節 幼児教育の充実

現状と課題

本町の幼稚園は、健康で明るい子どもの育成を目指して運営しています。幼児の主体的な活動を確保するために施設や設備、遊び場などの物的・空間的環境の充実に努めています。

また、就学前教育と学校教育のつながりを円滑にするため、保育園をも含め、幼稚園と小学校の幼児と児童、教職員の連携に努めています。

平成13年度からは3年保育を実施し、17年度からは4歳以上の園児を対象に預かり保育の実施、さらに、22年度からは、全園児を対象に時間を延長（18時まで）して預かり保育を実施しております。

平成17年度に県の幼・保・小連携推進研究モデル園に指定され、就学前教育と学校教育との円滑な接続を目指す研究を幼稚園、保育園、小学校との連携を推進してきました。21年度からは教育委員会をも含め、幼・保・小・教委連絡協議会を立ち上げ、定期的な会議を開催し、連携の充実に努めています。

ほかに、幼児教育の振興を図るために、未就園児やその親に園を開放したり、保護者からの教育相談や育児相談に応じたりしています。少子化・核家族化が進み、育児の悩みをもつ保護者が増えています。町ではヤングママを対象にした教室や子育て講座を開設し、子育てのサポートを行っています。

施策の体系

- ①就学前教育の充実
- ②家庭教育の充実
- ③預かり保育の充実

施策の内容

①就学前教育の充実

3年保育が定着し、保護者との連携も充実してきています。今後さらに教職員の研修を積極的に推進し、本町の幼児教育の中心的役割を担っていきます。

②家庭教育の支援

保護者の学習の機会の拡充を図るため、PTA、社会教育と連携し、地域の人材、自然、行事や公共施設の活用を図りながら家庭教育を支援します。

また、子育て相談窓口を設置し、子育てのためのネットワークづくりに努めます。

③預かり保育の推進

本町の子育て支援体制の充実と預かり保育の充実に努めます。

第2節 学校教育の充実

現状と課題

義務教育の推進にあたっては、知・徳・体を培うために、ふるさと教育や地域の特色を生かした総合的な学習を推進してきました。小学校は23年度から、中学校は24年度から新学習指導要領が完全実施になります。町が定めた学校（園）評価システムに基づき、1年間をP（Plan目標の設定）D（Do実践）C（Check実践状況の把握）A（Action改善方策の実践）サイクルで進めております。授業力の向上に向けて、学習指導法の工夫・改善に努め、基礎学力の徹底を図ります。文武両道の精神を培い、この時代を担う子どもたちに必要な能力としての「生きる力」を身に付けた人材の育成に努めるとともに、子どもたちが元気に伸び伸びと活動できるように支援していきます。

学校施設は、成長過程にある児童・生徒を就学させ、心身の調和的発達を図りながら、教育活動を安全に行う施設でなければなりません。

中学校は平成13年度に全面改築事業が完了し、県内にも誇れる教育環境施設となりましたが、小学校はすでに築後35年を経過しており、修理費もふくらんできており、改築を進めなければならない時期となっております。町では教育環境の現状と園児・児童・生徒数の今後の推移を鑑み、中学校を核としての小中併設校か小中一貫教育校の開設を10年後に設定しております。そのための施策として小・中連携教育を計画的に推進します。

また、国際化や情報化社会に対応するための外国語指導助手の配置やコンピュータの整備を図るとともに、特別支援教育の充実に向けた学校生活サポーターの配置、21年度に開催した「学力向上県民フォーラム」などは大きな成果をあげております。

文部科学省から教育総合推進事業地域指定を受けてから、地域と学校が一体となった人権教育への継続した取り組みは、地域の人権意識を高めておりますが、今後もいじめや非行防止への対応は不可欠です。

施策の体系

- ①小・中学校教育の充実
- ②健康安全管理の充実
- ③教育環境施設の整備
- ④いじめや非行防止対策

施策の内容

①小・中学校教育の充実

少子高齢化、情報化、国際化など、急速に発展する社会に主体的に生きる子どもの育成と、学校教育目標を実現するために、学習環境の整備充実に努めます。

ボランティア活動や本町伝統文化の伝承活動に積極的に参加し、郷土に誇りと愛着を持った心優しくたくましい人間形成に努めます。

学校開放といった機会を生かし、学校と家庭、地域との連携を密にし、地域で子どもを見守り、育てはぐくむ雰囲気の醸成に努め、児童生徒の健全な育成を図ります。

確かな学力を身につけさせるため、一人ひとりの能力や学力に応じたきめ細やかな指導に努めます。

新しい学習指導法の研究と教職員研修を積極的に推進し、教師の授業力の向上に努めます。

②健康安全管理の充実

児童・生徒や教職員の各種検診を実施し、健康管理に努めます。

保健教育の充実には、各種研修会に積極的に参加して、専門的な知識を備えての指導実践に努めます。

登下校時の生徒の安全については、防犯体制の強化や環境の実態を把握し、地域全体で見守る意識向上を図りながら関係機関と連携しながら安全確保に努めます。

③教育環境施設の整備

環境施設整備では、共同調理場ドライシステム化、トイレの洋式化、地上デジタルテレビの設置とアンテナ改修工事、パソコン周辺機器の更新、小学校体育館の耐震改修工事、八郎潟中学校グラウンド飛砂対策に伴うグラウンド改修工事（芝生化）を実施いたしました。小学校施設は、築後35年を経過しており、改築が必要な時期となっております。教育施設環境や教材機器の整備については、計画的な整備に努めます。

④いじめや非行防止対策

小学校のぬくもり委員会、中学校のいじめ・不登校対策協議会を活用し、定期的に生活アンケートを実施して防止に努めるとともに、ネットトラブルについては保護者を巻き込んでの研修会を開催します。

第3節 青少年健全育成の推進

現状と課題

少子化や核家族化による人間関係の希薄化や携帯電話、インターネットなどの情報機器普及などにより、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。

近年は、少年犯罪の凶悪化や多発化、あるいは大人からの虐待や青少年を狙った犯罪の増加など、青少年に係る社会問題はさまざまな形で表れています。

今後も、青少年に係る問題解決に取り組むことが必要とされています。

施策の体系

- ①地域との連携と社会参加
- ②健全育成運動の推進
- ③あいさつ励行運動の推進

施策の内容

①地域との連携と社会参加

地域との連携をすすめるために、地域行事などへの参加を促進します。また、家庭・地域、学校それがもつ力を十分に發揮し、互いの協力のもとで、青少年健全育成の実現が図られるよう相互の関係を強化するとともに、人材の活用と地域ボランティアの育成、支援や情報提供を行います。

②健全育成運動の推進

青少年健全育成団体や青少年団体の活動を支援するとともに、家庭での活動やコミュニティ活動、ボランティア活動などを推進します。

③あいさつ励行運動の推進

本町の未来を担う子どもたちが、社会に対応できるように「おはよう」、「さようなら」のあいさつの励行を運動として推進します。

第4節 社会教育の充実

現状と課題

情報化などの社会の急激な変化と進展は、町民の生活や意識にも影響を与えています。学校教育で学んだ知識や技術を超えて社会変化に対応することが求められています。このため自分のライフスタイルにあわせた学習がより必要になってきています。

のことから、「自分を豊かにする学習」を生涯にわたり続ける、いわゆる生涯学習が求められています。これらの多様化する学習需要に対応する体制が今後も必要です。

本町の社会教育は、情報化社会や国際化社会そして男女共同参画社会の到来という現実を見据えたうえで、多様な学習要求や生活に密着した学習に対応するため、各種講座や教室をはじめ、研修会や講演会などの社会教育活動を展開してきました。

こういう多様なニーズに対応するため、地域の実態に即した一貫性のある生涯学習プログラムを確立するとともに、町民の一層の学習活動の充実を図りながら、さらに学習意欲を喚起する必要があります。

施策の体系

- ①生涯各期における学習活動の推進
- ②社会教育と学校教育の連携
- ③社会教育施設の有効活用

施策の内容

①生涯各期における学習活動の推進

町民の学習意欲が高まるなか、いつでも、どこでも、だれでも必要とするもの自分にあったスタイルで楽しく学べるよう、情報の提供、学習拠点の整備などに努め、学習参加者の拡大と自主活動の推進を図り、生涯学習社会づくりを推進します。

特に青年層の学習参加の促進とまちづくりに結びつく活動の展開を図ります。

②社会教育と学校教育の連携

公民館と学校等との交流を推進し、地域に開かれた学校として、学習機会の拡充を図ります。

地域本部事業やボランティアを活用した事業の推進、学校施設を活用した事業の推進など、相互の連携を深め活動計画の段階から協力体制の確立を図ります。

③社会教育施設の有効活用

公民館については、研修施設の在り方と個人学習の場としての在り方を検討とともに、環境を考える機会を積極的に提供するために、公民館施設に太陽光発電装置を設置し、環境に対する意識の高揚を図るとともに、多様な学習要求に応じた機会の提供に努め、自主サークル活動などを進めるための拠点となる施設の充実に努めます。

図書館については、町民一人ひとりの豊かな教養と文化の向上に資するため、司書や図書館ボランティアの支援のもと、新刊書の購入、資料の整備充実や学習機会の充実に努め、図書館だよりの広報掲載や開館日の拡大など図書館サービスの推進と利用増に努めます。

第5節 芸術文化の振興

現状と課題

近年、心の豊かさを求める町民の意識が高まるなか、人生の楽しみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心がますます高まっております。

豊かな感性や創造力を育成するため、すぐれた芸術文化に触れる機会の拡充に努めます。

本町の芸術文化活動は、芸術文化協会を中心となって創作活動や発表会などを開催し、町民への鑑賞する機会を提供しています。

今後は、地域に根づいた芸術文化活動が活発に行われるようにするため、文化を支える人材の育成など地域における芸術文化の振興、子どもたちも文化活動に参加できるような機会を拡充します。

施策の体系

- ①芸術文化活動機会の拡充
- ②芸術文化団体の育成・支援

施策の内容

①芸術文化活動機会の拡充

公民館（農村環境改善センター）を核に町内施設を活用し、芸術文化活動への参加と展示企画の開催で施設の利用拡大に努めます。

また、芸術文化協会の活動や趣味講座の紹介や優れた芸術文化に触れる機会を拡充し、芸術文化の意識の高揚と活動の質の向上に努めます。

②芸術文化団体の育成・支援

地域に根ざした芸術・文化を振興するため、既存団体の育成・活動を積極的に支援します。

第6節 文化財の保護と継承

現状と課題

文化財の保護と継承は、本町の歴史、文化などを正しく理解し伝えるために大切なことです。将来の町の文化の向上発展の基礎となるものです。

本町には、県指定文化財が2件（うち国指定に働きかけている文化財が1件）、町指定文化財が5件あります。これら文化財の保護、継承については、刊行物の発行・由来看板の設置や各種社会教育事業を通じてその重要性や継承について、さまざまな活動を推進しています。

今後、町の歴史や文化、自然など、地域の特色や人材を活かした学習機会の充実を図るとともに、文化財の調査・保存、民俗芸能の後継者育成に努め、貴重な町の文化遺産を後世に正しく引き継ぐことを目指します。

施策の体系

- ①史跡整備の促進
- ②文化財保護意識の育成
- ③歴史ボランティアの活用

施策の内容

①史跡整備の促進

町内にある文化財の調査・資料収集をおこない、町指定に向けて取り組みます。指定物件以外の文化財について状況調査を実施し、保存・保護に努めます。

また、新たな文化財の指定や既存文化財の保護継承に努め、貴重な文化遺産を後世に引き継ぐための施策を展開します。

②文化財保護意識の育成

町民の文化財保護意識の向上を図るため、標注・説明看板などの設置を推進するとともに、保存団体などの活動を支援し、後継者育成に努めます。

また、社会教育事業の一環として、文化財遺産巡りの学習会の実施、文化財に対する町民の関心と理解を深めます。

③歴史ボランティアの活用

本町には史跡や芸能などたくさんの歴史的文化財があります。本町の史跡や歴史を探訪する方が見受けられます。この方たちに文化財を説明するボランティアを募集し、町民の知識と意欲を活用した文化財保護事業をすすめます。

第7節 スポーツ・レクリエーションの推進

現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、オリンピック記念会館を本町の生涯スポーツの拠点として位置づけ、町民が健康で豊かな生活を実現するとともに、日常生活に定着させるため、中羽立公園の環境整備を行ない、各種事業を展開しております。

中羽立公園にある各種運動施設は、年間を通じて町内外から多くの利用があります。中でも町体育協会主催のスポーツフェスティバルでは、全町民が各種スポーツに触れ、スポーツの楽しさと体力の増進に大きな役割を担っています。

また、平成14年から学校体育から社会体育へとスポーツ少年団のあり方が変わり、指導も民間指導者が行っており、指導者の確保と、少子化による団員の確保が課題となっています。

施策の体系

- ①体力づくり、スポーツ活動の推進
- ②スポーツ施設の整備と活用
- ③指導者の確保と養成
- ④総合型地域スポーツクラブの推進

施策の内容

①体力づくり、スポーツ活動の推進

町民の交流と体力増進を図るために町民総参加の各種スポーツ大会、レクリエーション、ニュースポーツ教室などを開催するとともに、スポーツの生活化に努め、町民生活の中に体力づくり、スポーツ活動が定着するように推進します。

また、少子化が進行している状況から、全町体育行事も区単位から地域単位への拡大を図るなど、社会体育推進員や子ども会世話人を活用し、事業の構築を促進していきます。

②スポーツ施設の整備と活用

誰でも気軽に利用できる中羽立公園体育施設整備については、弁天球場のスコアボード、場内のラバー塗装、球場内施設の水洗化工事を実施いたしました。住民の利用拡大と軽スポーツの普及を図るため、中羽立公園内のグラウンドゴルフコース増設と芝生化を進め、町民に親しまれる施設づくりに努めます。

③指導者の確保と養成

スポーツ団体（体育協会等）との連携を密にし、指導者の確保と養成に努めるとともに関係諸団体の育成充実を図ります。

また、スポーツ少年団指導者の確保と養成を推進します。

④総合型地域スポーツクラブの推進

関係団体等と連携を密にしながら、総合型地域スポーツクラブ活動を支援します。